制定　近運自二公示第　３３　号
改正　近運自二公示第　３６　号
改正　近運自二公示第　６１　号
改正　近運自二公示第　　７　号
改正　近運自二公示第　１７　号
改正　近運自二公示第　３３　号
改正　近運自二公示第　２１　号
改正　近運自二公示第　３７　号
改正　近運自二公示第　２０　号
改正　近運自二公示第　１５　号
改正　近運自二公示第　６７　号
改正　近運自二公示第　１５　号
改正　近運自二公示第　１１　号
改正　近運自二公示第　３５　号
改正　近運自二公示第　３０　号
改正　近運自二公示第　１２　号
改正　近運自二公示第　３１　号
改正　近運自二公示第　　４　号
改正　近運自二公示第　１１　号
改正　近運自二公示第　３２　号

公　　示

一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（制定　平成１４年１月１８日付け近運旅二公示第１４号。以下「運賃制度」という。）の３．車種区分について、運賃制度に定める基準の他、地域の実情に応じて定めた基準を下記のとおり定めたので公示する。

令和　５年１０月２０日

近 畿 運 輸 局 長　　日 笠　弥 三 郎

記

１．適用する運賃適用地域
　　別表のとおり

２．車種区分
　　別表のとおり

３．区分の基準
　　別表のとおり

附　則　本公示は、平成１９年　９月２５日から適用する。

附　則（平成１９年１０月１１日付け近運自二公示第３６号改正）
　　改正後の規定は、平成１９年１０月１１日から適用する。

附　則（平成２０年１２月２４日付け近運自二公示第６１号改正）
　　改正後の規定は、平成２０年１２月２４日から適用する。

附　則（平成２１年　４月１７日付け近運自二公示第　７号改正）
　　改正後の規定は、平成２１年　４月１７日から適用する。

附　則（平成２１年　６月２６日付け近運自二公示第１７号改正）
　　改正後の規定は、平成２１年　６月２６日から適用する。

附　則（平成２２年　１月２５日付け近運自二公示第３３号改正）
　　改正後の規定は、平成２２年　１月２５日から適用する。

附　則（平成２２年　７月　１日付け近運自二公示第２１号改正）
　　改正後の規定は、平成２２年　７月　１日から適用する。

附　則（平成２２年１２月　７日付け近運自二公示第３７号改正）
　　改正後の規定は、平成２２年１２月　７日から適用する。

附　則（平成２３年　８月　１日付け近運自二公示第２０号改正）
　　改正後の規定は、平成２３年　８月　１日から適用する。
　　ただし、改正後の規定を適用する時点において運行時に寝台又は車椅子を固定することのできる装置を有する自動車であって現に事業用自動車として運行されているものにあっては、なお従前の例によることができる。

附　則（平成２５年　７月２４日付け近運自二公示第１５号改正）
　　改正後の規定は、平成２５年　７月２４日から適用する。

附　則（平成２６年　２月２８日付け近運自二公示第６７号改正）
　　改正後の規定は、平成２６年　４月　１日から適用する。

附　則（平成２７年　８月１９日付け近運自二公示第１５号改正）
　　改正後の規定は、平成２７年　８月１９日から適用する。

附　則（平成２９年　８月　１日付け近運自二公示第１１号改正）
　　改正後の規定は、平成２９年　８月　１日から適用する。

附　則（平成３０年　３月　１日付け近運自二公示第３５号改正）
　　改正後の規定は、平成３０年　４月　１日から適用する。

附　則（令和　元年１２月１３日付け近運自二公示第３０号改正）
　　改正後の規定は、令和　２年　２月　１日から適用する。

附　則（令和　２年　７月１６日付け近運自二公示第１２号改正）
　　改正後の規定は、令和　２年　７月１６日から適用する。

附　則（令和　４年　３月　１日付け近運自二公示第３１号改正）
　　改正後の規定は、令和　４年　４月　１日から適用する。

附　則（令和　５年　５月　１日付け近運自二公示第　４号改正）
　　改正後の規定は、令和　５年　５月３１日から適用する。

附　則（令和　５年　６月　１日付け近運自二公示第１１号改正）
　　改正後の規定は、令和　５年　７月　３日から適用する。

附　則（令和　５年１０月２０日付け近運自二公示第３２号改正）
　　改正後の規定は、令和　５年１１月２０日から適用する。

（別　表　１）

運賃適用地域：大阪地区　神戸・阪神間地区　姫路・東西播地区　淡路島地区
兵庫北部地区　奈良県地区　和歌山市域地区　有田・御坊地区
橋本地区　紀南地区

車種区分	自　動　車　の　大　き　さ　等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車（以下「普通自動車」という。）又は小型自動車（以下「小型自動車」という。）のうち乗車定員が７名以上のもの。
大　型　車	普通自動車のうち排気量が２リットル（ハイブリッド自動車にあっては２．５リットル。）を超えるものであって乗車定員が６名以下のもの。
普　通　車	以下のいずれかに該当する自動車。 一　普通自動車又は小型自動車のうち特定大型車及び大型車に該当する自動車以外のもの。 二　道路運送車両法施行規則第２条に定める軽自動車（以下「軽自動車」という。）（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものに限る。）。
備　　考	１　自動車の大きさ等については、自動車検査証に記載されている諸元を基準とする。 　ただし、特殊なバンパーを装置した自動車は、標準バンパーを装置した自動車の長さとする。 ２　車体の形状が患者輸送車、車いす移動車又は身体障害者輸送車である特種自動車（軽自動車を除く。）については、上記の車種区分によらず、以下の区分を適用する。 一　次号に掲げる自動車以外の自動車 　ア　乗車定員が７名以上のもの　大型車 　イ　乗車定員が６名以下のもの　普通車 二　専ら旅客を寝台に乗せて運行することを目的とする自動車 　ア　普通自動車　普通自動車 　イ　小型自動車　小型自動車 ３　上記の車種区分において、ハイブリッド自動車とは、内燃機関を搭載し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車をいう。

（別　表　２）

運賃適用地域：京都市域地区　京都北部地区　大津市地区　滋賀北部地区

車種区分	自　動　車　の　大　き　さ　等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車（以下「普通自動車」という。）又は小型自動車（以下「小型自動車」という。）のうち乗車定員が９名以上のもの。
大　型　車	普通自動車のうち排気量が２リットル（ハイブリッド自動車にあっては２．５リットル。）を超えるものであって乗車定員が８名以下のもの。
普　通　車	以下のいずれかに該当する自動車。 一　普通自動車又は小型自動車のうち特定大型車及び大型車に該当する自動車以外のもの。 二　道路運送車両法施行規則第２条に定める軽自動車（以下「軽自動車」という。）（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものに限る。）。
備　　考	１　自動車の大きさ等については、自動車検査証に記載されている諸元を基準とする。 ただし、特殊なバンパーを装置した自動車は、標準バンパーを装置した自動車の長さとする。 ２　車体の形状が患者輸送車、車いす移動車又は身体障害者輸送車である特種自動車（軽自動車を除く。）については、上記の車種区分によらず、以下の区分を適用する。 一　次号に掲げる自動車以外の自動車 ア　乗車定員が７名以上のもの　大型車 イ　乗車定員が６名以下のもの　普通車 二　専ら旅客を寝台に乗せて運行することを目的とする自動車 ア　普通自動車　普通自動車 イ　小型自動車　小型自動車 ３　上記の車種区分において、ハイブリッド自動車とは、内燃機関を搭載し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車をいう。